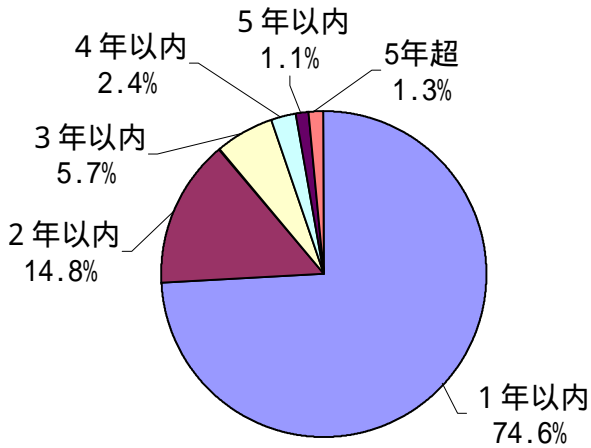
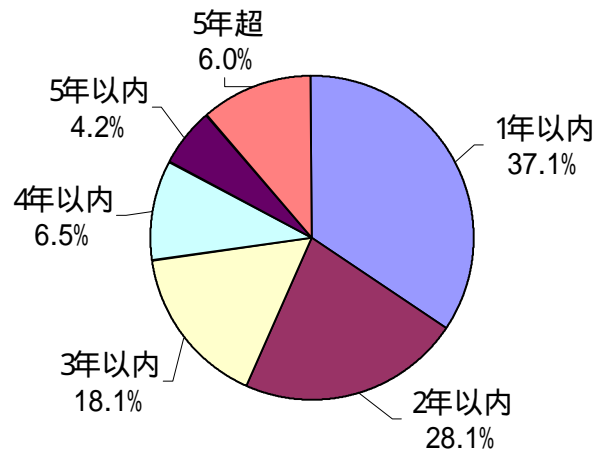


## 知的財産権侵害訴訟の審理期間

全国の地裁における民事事件総数



全国の地裁における知的財産権侵害訴訟



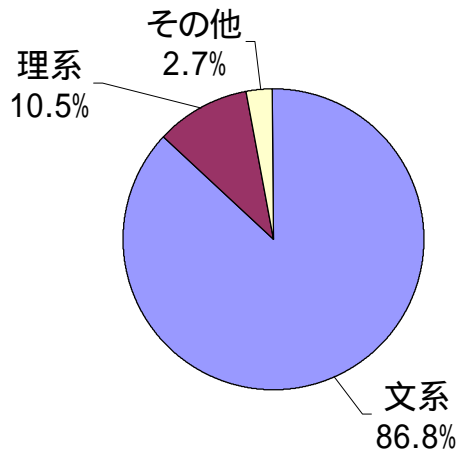
資料：工業所有権審議会「損害賠償等小委員会報告書」（平成9年）

訴訟事件（第1審）の平均審理期間

年 度	民事通常訴訟事件（第1審）の平均審理期間（月）	知的財産関係民事通常訴訟事件（第1審）の平均審理期間（月）
平成 6年	20.9	23.1
平成 7年	21.1	23.7
平成 8年	21.3	22.7
平成 9年	20.8	25.0
平成 10年	20.8	25.7

資料：最高裁判所

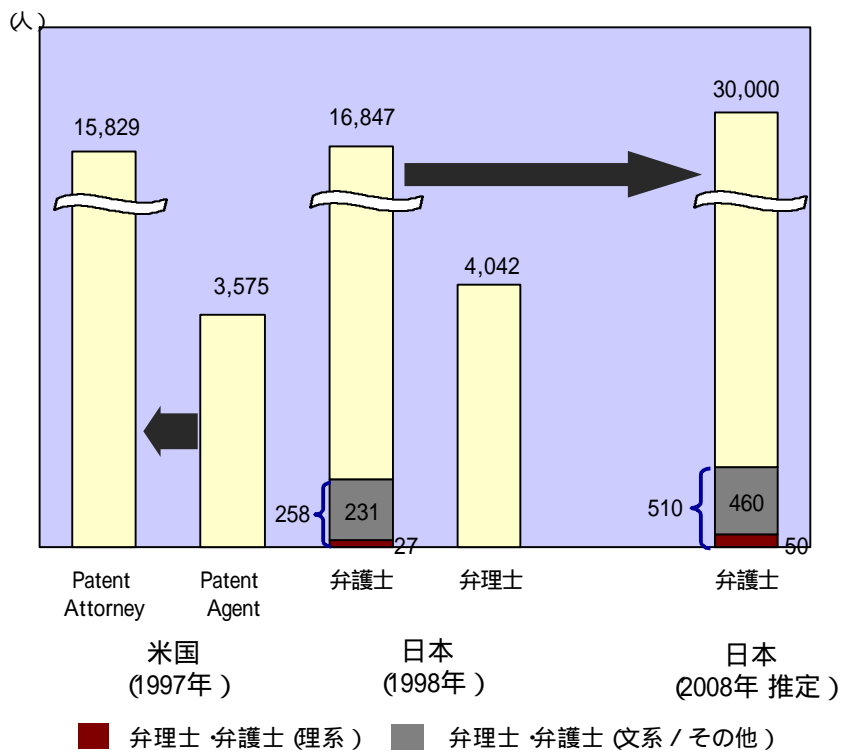
### 弁理士登録している弁護士 258 人のうち 理系出身者は僅か 1 割



N=258

資料：弁理士会

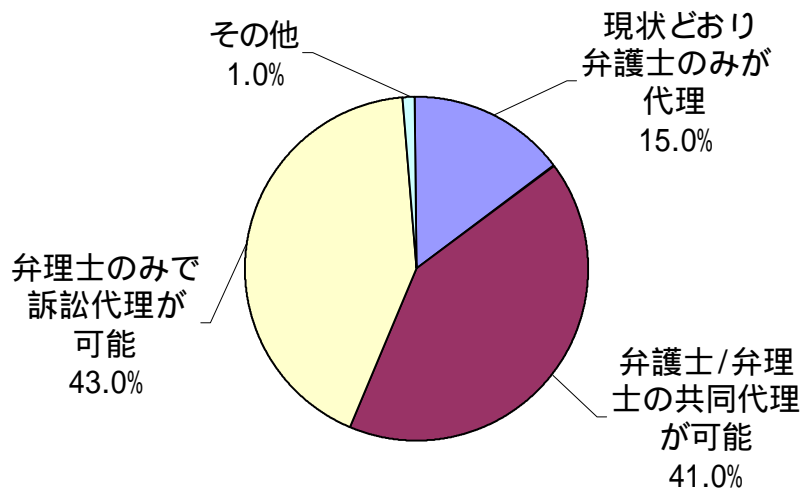
### 訴訟代理人の構造的不足状況



注 2008年の推定値は弁理士会による。弁理士の増加を1,500人/年とし、今後10年間の抹消数を1,000人として試算。

資料：米国 1997年特許庁欧米視察  
日本 弁理士会データ

### 今後の侵害訴訟に対するユーザーニーズ



N=492

資料：知的財産研究所（平成11年9月）

## 補足説明

### (1) 知的財産に関わる紛争を適正に解決する司法制度を整備することの重要性について

産業経済市場にあっては、更なるグローバル化が着々と進行していて、世界市場が現実形成されようとしており、WTO (World Trade Organization:世界貿易機関) 協定等に根拠を置く世界的な自由貿易化政策のもとに、商品やサービスの流通がボーダーレスの世界に入っている。こうしたもて、我が国が必要な国際産業競争力を得て繁栄を持続していくためには、新規で有用な技術の開発、開発された技術が適用された多様な製品の生産を効率よく進め、付加価値が高められた商品及びサービスを提供していかざるを得ない。それゆえ、我が国は、1995年に科学技術基本法を制定し、翌1996年に科学技術基本計画を策定し、更に現在、2001年以降についての次期科学技術基本計画の策定作業を進めていて、科学技術創造立国の実現を目指す途を進んでいる。

科学技術創造立国の実現のためには、発明、デザイン、トレードマーク、著作物等を含んだ広範に亙る知的財産を創り出す「知的財産の創出」の段階、創り出された各種の知的財産を、それらの個々についての知的財産権を獲得することにより保護する「知的財産権の取得」の段階、獲得された知的財産権の十分な活用と紛争処理とを図り、その成果を「知的財産の創出」の段階にフィードバックする「知的財産権の活用」の段階を備えた知的創造サイクルを構築し、その活気に溢れた循環を図る、知的財産重視政策が推進されていくことになる。そして、知的財産重視政策が進められるもてあっては、知的財産権の活用が、その反面において知的財産に関わる紛争を生み、知的創造サイクルの活発な循環に伴って、知的財産に関わる紛争が頻発することになる。

こうした知的財産に関わる紛争は、民事訴訟もしくは裁判外紛争処理 (ADR) によって解決が図られることになるが、民事訴訟及び裁判外紛争処理の制度は、紛争解決を望む者にとって使い易いものでなくてはならず、また、それによる紛争解決は、迅速になされ、しかもその結果に高い信頼性が得られるものであることが、当事者の利益の観点からだけでなく知的創造サイクルの活性が維持されることになるという社会的利益の観点からも、極めて重要である。

## (2) 知的財産に関わる紛争の訴訟による適正な解決について

知的財産に関わる紛争の解決を図る訴訟は、一般に極めて特殊な性格を有して、例えば、特許権侵害訴訟においては、特許発明の技術的範囲の確定、イ号物件（侵害か否かの判断の対象となる物件）の確定、イ号物件が侵害物件か否かの判断、損害額の確定等々の審理過程の全体を通じて“技術”が密接に関わり、行使される権利（特許権）の内容が極めて専門的な技術的事項によって定められ、更には、権利行使の態様、侵害の態様が技術的事項に基づいて認定される。また、意匠権侵害訴訟においては、意匠の類似という意匠法のもとでの特殊な概念が関わり、商標権侵害訴訟においては、商品もしくは役務の類似及び商標の類似という商標法のもとでの特殊な概念が関わる。それゆえ、知的財産に関わる紛争の解決を図る訴訟においては、各事件に関する特有の法律問題についての判断に加えて、専門的な技術的事項、意匠の類似関係、商品、役務及び商標の類似関係等の内容に立ち入った判断が要求されることになる。特に技術的事項について述べれば、現代の如くの高度情報化社会にあっては、あらゆる技術分野において、技術の高度化が飛躍的に進められており、それに伴い、技術を取り扱う者は、その専門分野をできるだけ狭め、特定化された範囲をできる限り深く掘り下げていく姿勢を取らざるを得ず、そうでなければ、技術の進展に対応できなくなっている。そして、特許権侵害訴訟において、その内容に立ち入った判断が要求される専門的な技術的事項の多くは、こうした技術を取り扱う者によって創出された、極めて専門性の高いものが殆どであり、通信技術、ソフトウェア関連技術、遺伝子操作技術等の分野においては、それが一段と顕著である。

このようなもとで知的財産に関わる紛争の解決を図る訴訟の場においては、裁く側と裁かれる側との両者が、専門的な技術事項等について十分に理解できる状況になれば適正な解決は望めない。それゆえ、知的財産に関わる紛争の訴訟による適正な解決のためには、専門分野に精通した裁判官の養成が望まれ、更には、専門分野に精通した参審員が裁判官と共に関与する参審裁判制度が考慮されるべきであり、それとともに、専門分野に精通した訴訟代理人を容易に選任できることになる制度が必要とされる。

### (3) 知的財産に関わる訴訟における訴訟代理人への弁理士の組入れについて

我が国における知的財産制度に、その創設時から、知的財産に関する専門家として関わってきている弁理士は、専門性の高い技術に関わる特許権等の知的財産権に関して、その申請から取得及び活用にまで広く関与し、「知的財産の創出」、「知的財産権の取得」、「知的財産権の活用」の各段階を備えた知的創造サイクルの循環に技術・法律の両面に互って携わっている。また、現行弁理士法第9条は、弁理士に、工業所有権に関する侵害訴訟について、裁判所における補佐人としての地位を認めており、さらに、現行弁理士法第9条の2は、弁理士に、東京高等裁判所の専属管轄とされる審決等取消訴訟において、訴訟代理人としての地位を認めている。

こうしたもとで、弁理士は、我が国においてのみならず国際的視野のもとにおいても、知的財産の分野において、技術的事項及び法律事項の両面に互る専門的知識を有した専門家としての役割を果たしているのである。

それゆえ、専門性が色濃く現れる知的財産に関わる紛争の解決を図る訴訟に関して現認され、更には予見される、訴訟を利用する者にとって取り分け大なる問題、即ち、代理人の選定及び訴訟の提起に関わる事柄に困難さが伴い、訴訟による紛争解決が利用し難いという問題、訴訟の提起から判決までに極めて長い期間が要されるという問題の解決にあたっては、法律事項と技術的事項あるいは意匠もしくは商標に関する特殊な概念との両面における専門的知識が要求される訴訟代理人の地位を弁理士に認めることが、最も実現性の高い具体策であると考えられ、その旨の社会的要求も見られるところである。\*注)

このような事柄を踏まえて、知的財産に関わる紛争を高い信頼性をもって迅速に解決でき、しかも紛争解決を望む者にとって使い易い司法制度を整備すべく、知的財産に関わる紛争の解決を図る訴訟に関して、専門分野に精通した訴訟代理人を容易に選任できることになる制度の採用を論じるにあたっては、弁理士業務を適正に遂行できる実務能力が具わった弁理士を、新たな試験研修制度等による適切な能力担保措置が講じられることを条件にして、上述の専門分野に精通した訴訟代理人に組み入れることが考慮されるべきである。

#### (4) 知的財産に関する裁判外紛争処理における弁理士の活用について

知的財産の活用、流通が活発化すると考えられるこれからの社会において、知的財産に関わる紛争は、ますます増加するとともに、複雑に絡み合っていくことになる。こうした知的財産に関わる紛争の解決にあたっては、解決の途を訴訟に求めるだけでなく、調停・仲裁等の裁判外紛争処理制度を有効に利用していくことが、当事者の利益のためのみならず、訴訟をその負担を軽減して適正な状態に維持するためにも、望まれるところである。

知的財産に関わる紛争の解決にあたって裁判外紛争処理制度の有効利用が図られるためには、裁判外紛争処理、例えば、調停・仲裁等が、利用し易く、迅速で的確な処理を期待できるものでなくてはならない。

しかしながら、現実には、例えば、仲裁の手続を進めるにあたっては、予め当事者間の仲裁合意が必要とされること、当事者が調停・仲裁人を選任することができるが、選任範囲が制限されており、それなりの手続が必要とされること等々の制度上の事項が、利用者に戸惑いを生じさせ、調停・仲裁を必ずしも利用し易いものとはしていない。こうしたことも、知的財産に関わる紛争の解決にあたって裁判外紛争処理制度が有効に利用されない理由の一つであるが、他の理由として、知的財産に関わる紛争の特殊性に絡む問題もある。即ち、知的財産に関わる紛争が、その解決にあたっては特定の技術、特定の法律等の専門分野に深く立ち入らざるを得ないものであってみれば、裁判外紛争処理においても、訴訟による解決の場合と同様に、専門分野に精通した者が様々な形で関与することが必要とされるのであるが、現状においては、専門分野に精通した者の関与は極めて制限されており、それにより、知的財産に関わる紛争の解決にあたって裁判外紛争処理が使い難いものとされているのである。

こうしたなかで、弁理士は、我が国においてのみならず国際的視野のもとにおいても、知的財産の分野において、技術的事項及び法律事項の両面に互る専門的知識を有した専門家としての役割を果たしており、従って、知的財産に関わる紛争の解決を図る裁判外紛争処理にあたり、例えば、特定の団体によって行われる仲裁の手続に限られることなく、それを含む各種の仲裁、調停、和解等に様々な形で弁理士を有効に活用できる環境が整備されれば、種々の裁判外紛争処理が利用し易いものとされることになる。

\*注)

- a . 平成10年5月27日付けの自由民主党・商工部会・知的財産政策小委員会による「自民党商工部会知的財産政策小委員会の提言」(特許の早期取得の容易化と特許紛争の迅速な解決とに関する提言)

この提言においては、

『裁判手続において、弁理士の地位を引き上げ、その活用方策を検討する。』という旨が述べられている。

斯かる提言の意味するところは、知的財産に関わる訴訟においては、弁理士に訴訟代理人としての地位を認めるべしとするところにあると解される。

- b . 1998年5月19日付けの社団法人・経済団体連合会による「司法制度改革についての意見」

この意見においては、

『法律事務の中には必ずしも法律全般にわたる習熟を要しない定型的な業務や、特定分野における専門性を有していれば対応可能な事柄が含まれており、これらの分野に特定して弁護士以外の者(とりわけ司法書士や弁理士等の隣接資格者)の参入を認めるべきである。』という旨が述べられている。

斯かる意見は、特許等に関わる訴訟の如くの特定分野については、その分野に特定して、訴訟代理人における弁理士の参入を認めるべきであるとする意義を含んでいと解される。

- c . 平成11年12月14日付けの行政改革推進本部 - 規制改革委員会による「規制改革についての第2次見解」

この見解においては、

『当委員会は、これまでに、弁護士の隣接法律関係専門職種である司法書士、弁理士及び税理士について、以下に述べるとおり、現在は弁護士の業務とされている法律事務の一部を業務として認めるべきではないかとの結論に至った。』

という旨が述べられており、さらに、これに関連して、

『弁理士の訴訟における位置付けは、1)特許庁長官を当事者とした審決取消訴訟における訴訟代理人及び2)工業所有権に関する権利侵害訴訟における補佐人としての位置付けにとどまっているが、高度な専門的知識を必要とする知的財産紛争(特許裁判)の迅速かつ適正な解決を図る観点から、知的財産権の専門家であり、かつ出願時点から一貫して関与してきた弁理士に侵害訴訟における代理権を認めるべきであると考え。』

という旨が述べられている。

- d . 平成11年12月22日付けで工業所有権審議会法制部会の中山信弘部会長から司法制度改革審議会の佐藤幸治会長に渡された“我が国司法制度改革への要請”と標題が付された要請書”

この要請書に記載された司法制度改革審議会に対する4項目の要請事項の一つに、『弁理士の知的財産関連訴訟における訴訟代理権の付与』が含まれており、弁理士に知的財産関連訴訟における訴訟代理権を付与することについて司法制度改革審議会での審議が要請された。



e . 平成12年5月9日付けの通商産業省・経済活動と司法制度に関する企業法制研究会による  
「経済活動と司法制度に関する企業法制研究会報告書」

この報告書においては、「弁護士以外の者への法律業務の開放」に関連して、

『弁理士は、技術と法律の専門家として、技術的事項の説明や権利範囲に関する法廷における陳述のみならず、証拠調べや準備書面の作成、裁判上の和解交渉に至るまで、弁護士とともに特許等の侵害訴訟に関与していることから、弁理士に侵害訴訟代理権を付与することが認められるべきであろう。』

という旨が述べられ、さらに、

『弁理士に侵害訴訟代理権を認めるにあたっては、法廷代理業務を行うに相応しい訴訟法等の知識や訴訟技能を有していることを特別の試験・研修によって担保する必要があるであろう。』

という旨が述べられている。

f . 平成12年5月18日付けの自由民主党政務調査会司法制度調査会による「自民党司法制度調査会報告 “21世紀の司法の確かな一歩” 国民と世界から信頼される司法を目指して」

この報告にあっては、『第2 多様な法律サービスの提供』中の『2 隣接法律専門職種の訴訟関与の在り方』という項において、司法書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、行政書士等を隣接法律専門職種としたうえで、

『利用者である国民の立場を最大限に重視し、その利便性の向上を図る観点から、訴訟に関与させることについて国民の理解を得ることができる隣接法律専門職種については、訴訟代理権等を付与するなどその訴訟への関与を基本的に拡大する方向で積極的な検討が進められるべきものとする。ただし、訴訟という紛争解決の最終局面において、国民の重要な権利義務を取り扱う以上、資格者の能力の不足により、国民が不測の損害を被ることのないような適切な能力的担保措置が講じられるべきことは当然である。公的資格制度を法定する趣旨及び法律サービスの分野はその質を一般人が判断することは容易でなく、市場原理のみによって律することのできない部分があることなどにかんがみれば、国家が最低限度の質を保障する必要性は依然失われていないからである。なお、訴訟に関与する資格者の能力的担保措置の構築のためには、関係省庁・団体等が試験・研修に協力していくことなども検討される必要があろう。』

という旨が述べられており、さらに、『第4 知的財産権の法的保護と特許裁判の充実』中の『2 知的財産権に関する紛争処理制度の充実・強化』という項において、

『(4) 弁理士に対する侵害訴訟代理権の付与

現行法上、弁理士は、知的財産権関係訴訟において、審決取消訴訟の代理権を付与されており、侵害訴訟については、補佐人としての権限を認められ、その約7割に関与している。このような実態等を踏まえ、技術的知見を有し、出願から審判に至るまで一貫して手続に関与して案件を熟知している弁理士に、侵害訴訟の代理権を付与し、弁理士がその専門性を主体的に発揮することを可能にするべきであるとの提言が経済界等を中心になされている。この問題は、知的財産権関係訴訟の機能の充実・強化という観点から重要な検討課題であり、既に述べたとおり、適切な能力的担保措置が講じられることを前提として、前向きに検討すべきである。』

という旨が述べられている。